

やまなし土木施設環境ボランティア推進事業運用基準

平成15年 8月1日適用
平成16年12月1日改正
平成18年 4月1日改正
平成29年11月1日改正
下線部改正

やまなし土木施設環境ボランティア推進事業の実施にあたり、次のとおり運用基準を定める。

(団体の人数)

- 1 5人以上とする。

(活動内容)

- 2 環境ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

(1) 対象土木施設

- ・県が管理する道路、河川、公園

(2) 活動の内容

- ①清 掃：清掃、ゴミ拾い、歩道・植樹柵等の草取り
- ②除 草：樹木の剪定（中、低木）、路肩・法面・河川内・堤防等の草刈り
- ③除 雪：歩道の除雪
- ④花の植栽：土木施設の管理上支障にならない遊休地等への植栽
- ⑤情報提供：土木施設の破損等の連絡
- ⑥その他：環境ボランティアが特に希望する美化作業で管理上支障がないもの

※除草活動では清掃活動を行うこと、花の植栽では除草活動、清掃活動を行うことを原則とする。

※活動回数は月一回程度を目安とするが、河川内などの活動は状況に応じ適宜（3～4回/年程度）判断する。

(活動対象区域)

- 3 環境ボランティアの活動対象区域は、次のとおりとする。

(1) 基本的には、環境ボランティアとなる者の申請によるが、最小区域は概ね次のとおりとする。

- ・延長100m以上 又は 面積200㎡以上。

※管理委託されている公園施設については、建設事務所において委託先と協議を行うものとする。

(2) 土木施設の区域以外

活動する土木施設区域と一連で行うことが望ましいものについては、県の土木施設管理以外の施設も含めることが出来る。

ただし、その割合は全活動区域の50%未満とする。

(県の支援範囲)

4 県の支援範囲は、次のとおりとする。

(1) 支給用具等については、次のとおりとする。

・県が環境ボランティアに支給する用具等は、活動をする団体と合意書を交わす折りに協議（内容は書面に残す）のうえ、除草や植栽のためのカンナやクワ等、作業用標識、ゴミ袋及び箒等の清掃用具（以下、用具という。）、草花の種子、肥料、消毒薬等活動に必要なものとする。

・用具を購入する場合、各建設事務所は支給物品管理台帳（運用基準様式第1号）（以下、「台帳」という。）に用具名・購入数・受渡日を記入するものとする。団体から購入要望があった際には、備考欄に団体から該当用具の残数や購入理由を聞き取ったものを記入するものとする。各建設事務所は、年度末に台帳の写しを道路管理課へ提出するものとする。

(2) 認証プレートの設置については、次のとおりとする。（業者委託可）

・認証プレートの大きさは、横65cm、縦50cm程度とし、施設の管理に支障がなく、土木施設の利用者の視認しやすい場所に設置する。

・認証プレートの表示内容は、環境ボランティアの名称、発足年月等を記載した共通様式のものとする。

(3) ボランティア参加傷害保険については、次のとおりとする。

・ボランティア参加傷害保険への加入は、道路管理課において年度当初、環境ボランティア参加者の想定される年間活動延べ参加人数で加入する。その後、実績により精算する為、各建設事務所においては四半期毎に団体の活動実績を把握するものとする。

※年度の途中での参加団体の追加、想定していた人数より多く活動した場合なども包括契約とすることから保険対象となる。

(ゴミ等の処理)

5 環境ボランティアの活動により生じたゴミ等処理については、合意書を交わす折りに、市町村と協議することとし、市町村の分別方法、収集方法によるものとする。

(緊急時の連絡)

6 環境ボランティアの活動中の事故等の対応に備え、緊急連絡系統図を作成し、環境ボランティアの代表者に交付しておくものとする。